

一般競争入札による県有財産売却の流れ

畜産研究部(田)

①入札の公告

【公告日】令和6年1月5日(金)

- ① 入札の公告
- ・ 県ホームページ、新聞広告等による広報

②入札参加申込の受付

【受付期間】

令和6年1月5日(金)から
令和6年1月30日(火)16時まで
※郵便の場合は、必着

- ② 入札参加申込み受付開始
- (ア) 提出書類
- ・ 「一般競争入札参加申込書」(必須)
 - ・ 「誓約書」(必須)
 - ・ 法人の場合は「役員等一覧」
 - ・ 共同購入の場合は「代表者選任届」
- (イ) 提出先: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
大分県総務部県有財産経営室
[メールa11150@pref.oita.lg.jp](mailto:ma11150@pref.oita.lg.jp)
- (ウ) 持参、郵送(書留等の配達記録の残る方法に限る。)又はメールで提出してください。

③入札参加資格の審査

- ③ 入札参加資格の審査
- ・ 受付した申込書は警察本部へ入札参加資格を照会します。

④入 札

【日時】令和6年2月13日(火)午前10時00分
【受付】午前9時50分～午前10時00分
【場所】大分県庁舎本館3階 32会議室
【受付】同会議室

- ④ 入 札
- (ア) 提出書類等
- ・ 「入札書」
 - ・ 代理人が入札に参加する場合「委任状」
- (イ) 入札保証金(見積額の100分の5以上)
入札保証金は、契約保証金の一部に充当できます。

⑤契 約

【落札決定通知日から7日以内に契約書等提出】

- ⑤ 契 約
- (ア) 県有財産売買契約書の提出
- ・ 落札決定通知日から7日以内に契約書及び契約に必要な収入印紙を提出してください。
- (イ) 契約保証金(契約額の100分の10以上)
- ・ 契約書提出の際に納めていただきます。
 - ・ 契約保証金は、売買代金の一部に充当できます。

⑥農地法の許可

【契約締結後、すみやかに許可申請を行う】
落札後、令和6年8月30日までに許可決定まで受ける必要がある。(不許可等の場合は契約解除となる)

- ⑥ 農地法の許可
- ・ 契約締結後、すみやかに農業委員会へ許可申請してください。

⑦売買代金の支払い

【指定された納期限(原則として、納入通知書発行の日から15日以内)までに納入】

- ⑦ 売買代金の支払い
- (ア) 売買代金
- ・ 契約保証金を充当した差額を請求します。
- (イ) 納期限
- ・ 指定された納期限(原則として、納入通知書発行の日から15日以内)までに納入してください。

⑧所有権の移転登記

- ⑧ 所有権の移転登記
- (ア) 登記手続き
- ・ 手続きは県が行います。
- (イ) 手続きに必要な費用
- ・ 登録免許税等の費用は購入者の負担となります。